環　境　課

中高層建築物等の建築にあたって

受信障害の事前調査を行ってください

中高層建築物等の建築によって発生する受信障害を防止するため、吉川市環境保全条例により、建築主に対する受信障害の事前調査が義務付けられています。

●受信障害の事前調査（条例第50条）

中高層建築物等を建築しようとする建築主は、その中高層建築物等による受信障害の発生予測を事前に調査し、調査の結果を中高層建築物等の建築開始の日前までに市長に報告しなければなりません。（報告書の提出については裏面参照）

※中高層建築物とは・・建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１号に規定する建築物及び同法第８８条に規定する工作物で、次に掲げる高さを超えるもの及び次に掲げる高さを超える建築物又は工作物と同一敷地内の建築物又は工作物をいいます。

	地域の区分	高さ
建築物	第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、 第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、 第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、 準工業地域、工業地域、市街化調整区域	１０ｍ
	商業地域、工業専用地域	１５ｍ
工作物	市内全域	

●受信障害の防止（条例第51条）

事前調査の結果、周辺地域に受信障害が生ずる恐れがある場合には、建築主は受信障害を受けることとなる受信設備の所有者・関係者と事前に協議して、正常な放送電波を受信できるための措置を講じてください。

●建築主に対する指導（条例第52条）

建築主が受信障害の防止のために必要な措置を講じていない場合には、正常な放送電波を受信できるための措置を講ずるよう指導を行います。

問い合わせ　　吉川市市民生活部環境課　０４８－９８２－９６９８

●電波障害事前調査報告書の提出について

1　電波障害事前調査報告書（様式第１８号（第３０条関係））は正副２部作成し、提出してください。様式は、市ホームページ例規集の吉川市環境保全条例施行規則からダウンロードすることができます。

2　報告書には、次のものを添付してください。

（１）周辺図

（２）建築物等の配置図

（３）建築物等の平面図・立面図

（４）障害の予測範囲を示した図面（受信障害予測地域図）

（５）調査実施者が作成した報告書の写し

3　調査実施者が作成した報告書をそのまま添付文書とする場合には、報告書に（２）、（３）を添付して提出してください。

○受信障害調査

受信障害の調査には、建築着工前に障害範囲を予測するための事前調査と、工事中や完成後に障害範囲を把握するための事後調査があります。

環境保全条例で義務付けているのは、事前調査です。

○事前調査

ビル等を建てる前に、受信障害がどの範囲まで及ぶかを調査しておくことは、地域住民とのトラブルを避けるためにも必要です。また、この予測調査をもとに、ビル等の壁面形状、壁面材料の検討など設計変更を行い、受信障害の範囲を最小限に抑えることや、対策にかかる費用を見積もることができます。

○調査依頼

事前調査は、専門の調査業者に依頼をお願いします。もし、専門業者に心あたりがない場合は、下記へお問合せください。

一例：一般社団法人日本ＣＡＴＶ技術協会関東支部　０３－５２７３－４６７３

○調査内容

事前調査は、電波測定車を使いテレビ電波の強さの測定、テレビの映り具合の評価、画面撮影などを行い、そのデータをもとに障害予測範囲をコンピュータ等で計算して、受信障害予測地域図を作成します。